

6月議会

6月議会は6月14日から28日までの15日間行われ、議案18件（条例関係6件、予算関係3件、その他9件）を審議し、原案通り可決しました。

【目次】	
6月定例会議案とその結果	2～3頁
委員会提出意見書、請願・陳情の結果	3頁
常任委員会審査報告	4～7頁
意見が分かれた議案	5頁
一般質問	8～13頁
平成28年度政務活動費精算一覧	13頁
委員会先進地行政視察報告	14～15頁
第2回臨時会	15頁
傍聴記、編集後記、次回定例会の日程	16頁

平成29年度 南相馬市一般会計補正予算について

○法務局証明サービスセンターの設置事業

市役所本庁舎の旧市長室に法務局証明サービスセンターを設置し、各種証明書の発行業務を市が代行する。

・取得できる証明書類

- ①登記事項証明書
- ②印鑑証明書
- ③概要記録事項証明書

会計管理一般経費

【主な内容】

法務局証明サービスセンター（本庁舎1階旧市長室）設置に伴い、利用者の利便性を図るための販売用収入印紙等購入費。

財産管理一般経費

【主な内容】

法務局証明サービスセンター設置に伴う庁舎内改修等の経費

質疑

地図（公図）の取得はできないということか。

答弁

地図発行業は当初導入はされず、サービスセンター開設後の証明書発行実績に応じて可能となる。旧原町出張所の発行実績からすると、地図発行業務の追加もあるものと考え

ている。

質疑

本来国の事務だが、証明サービスセンターの場所を市が無償で提供し、収入印紙取扱いも市職員で賄うという判断について。

答弁

現状では、相馬出張所に向いて交付を受けていた証明書類が、市役所内のサービスセンターで取得できることになり、市民の利便性向上の観点から、市としても必要な経費と受け止めている。

審査の結果、原案通り可決。

○小高区復興拠点整備に係る建物補償費の増額補正予算

復興拠点施設整備に係る用地取得に関連し、用地に現存する建物を現状のまま譲り受けるにあたり、市は不動産鑑定により建物補償額を算定していた。しかし、公共用地の取得に伴う損失補償基準では、近傍同種の建物等の取引事例がない場合、推定再建築費から経過年数や維持保全の状況に応じて減価した額を補償額とするとされている。今回この損失補償基準を新たに採用したことにより増額となったもの。

○小高区復興拠点整備事業【主な内容】

多世代の交流による賑わいを小高区に取り戻すとともに、地域の活性化を図り、小高の復興・再生を実現するため、人々が集う復興の拠点となる施設を小高駅前通りに整備する。

・補正内容

物件（既存店舗）取得

・事業スケジュール

平成29年度 用地等買収
平成29～30年度 建築等工事

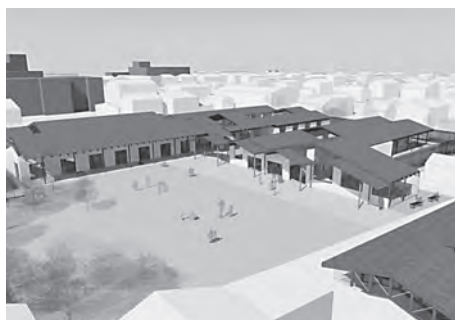
質疑

建物の取得に関しては、土地と同様、正常な取引価格をもって補償するのが基本原則だが、取引事例がない場合のこれまで市の対応が、必ずしも適切ではなかったということか。

答弁

補償費の算定に係る本市の規定には、近傍同種の取引事例がない場合の対応に不備があった。今後は、他自治体の算定手法も参考にしながら、補償コンサルタントに委託する等、適正な価格提示に努めたい。

審査の結果、原案通り可決。



小高区復興拠点施設の完成予想図

○植物工場管理運営技術
取得支援事業補助金

【主な内容】

植物工場経営の安定化を図るため、植物工場を管理運営する事業者に対し、技術習得に係る研修に要する費用の一部を支援する。

・事業内容

補助内容…技術習得のための出張に係る経費及び技術指導のための専門家招聘に係る経費
補助率…1/2以内

質疑

2度にわたり事業者が撤退しており、今までの経過も踏まえ、問題点を洗い出し、それ的確に対応するための考えを伺う。

答弁

問題点を的確に捉え対応するために、南相馬市の農業経営アドバイザーによる経営面での経営診断といった相談業務の対応を考えている。また、復興に寄与するためにも、農業再生のシンボルであるという位置づけで今後も進めたい。

審査の結果、原案通り可決。

○小高区商業施設整備事業

【主な内容】

小高区の生活環境の利便性の向上と街なかの賑わいの創出、及び帰還について検討している住民の意欲を向上させるため、食料品等小売店を整備する。

・事業内容

用地取得、実施設計業務委託、測量設計業務委託
・事業スケジュール

平成29年度

実施設計、用地取得

平成29/30年度

建設工事

平成30年度

指定管理者の選定、供用開始

質疑

今回の資料にある収支計画書は、この店の購買率、つまり、どれだけのシェアがあるのかという計算による売り上げと、粗利益率、営業経費などを基に指定管理料を見込んだものであるが、その精度が足りないのではないかとと思われるが見解を伺う。

答弁

今回の計算書は中小企業診断士のアドバイザーを得たものであるが、今後の試算に当たり、指定管理料も影響して来ることから、精査をしていきたい。

質疑

さらに、指定管理者の選定が、商業施設の開店に間に合わない場合の対応について伺う。

答弁

万が一、指定管理者が見つからない場合は、直営ということも考えるが、そのようなにならないよう努力して行きたい。

審査の結果、原案通り可決。

委員会提出意見書

議案番号	件名	議決状況
3	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	原案可決

6月定例会に提出された請願・陳情とその結果

受理番号	件名	請願・陳情者氏名	議決状況
陳情第3号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について	佐藤 慎治	採択 (委員会提出)
陳情第4号	土取場開発などに対する地域の安全対策に関する陳情について	金沢行政区長 西山 芳春	採択 (市長送付)

○農業水利施設等保全再生事業

【主な内容】

農業水利施設としてのため池機能を保全し、放射性物質に汚染されたため池内の土砂等の拡散を防止するための対策工を実施する。

・補正内容

対策工（取水口変更、抑制工法、除去工法）
NⅡ 15か所

質疑

ため池の放射性物質の対策工法について伺う。

答弁

対策工法として底質の原位置固定（個化・反

転）、底質除去（掘削・浚渫）、水塊隔離（汚濁防止フェンス設置）、吸着除去（処理タンク設置）があり、本市として必要に応じた対策工法により行っている。

質疑

馬場地区の鉄山ダムの除染の予定について。

答弁

環境省等の実証の中で、ダムについては、まだ明確な対策法が明示されておらず、国の指針がある程度明確になった時点で、調査等をして、検討していきたい。

審査の結果、原案通り可決。